



須賀川市告示第23号

本市の区域内の字の名称を次のとおり変更する旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、平成18年4月1日から生ずる。

平成18年3月29日

須賀川市長 相楽新平



新		旧	
大字	小字	大字	小字
北横田	字新田	北横田	字吉兵衛新田